

## 1. 高速道路料金徴収期限の延長を踏まえた利便性向上策の推進

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律により、料金徴収期限が最長で令和9年7月30日となったことから、料金の引下げや休憩・休息施設の充実など、高速道路の利便性向上策を推進されたい。

## 2. 高速道路料金の引下げ

### （1）料金水準の引下げ（NEXCO3社）

国土幹線道路部会の中間答申（令和3年8月）において、土地の価値は経年的に減少しないことから、土地に関する債務は構造物に関する債務と分離して、償還に係る取扱いを検討する必要があるとされている。

より一層の利用重視の観点から、土地に関する債務を償還対象から除くことにより、諸外国（※）より高い料金水準を引き下げられたい。

また、一定の距離を超えた場合には、上限定額制の導入を図られたい。

（※）日本（普通車の場合）

普通区間	24.6 円/km
大都市近郊区間	29.52 円/km
海峡部等特別区間	108.1 円/km
フランス（普通車）	14.88 円/km
イタリア（普通車）	13.1 円/km（平野部）
ドイツ（重量貨物車）	28.48 円/km～82.56 円/km

（公財）高速道路調査会「欧米の高速道路政策 2024年版」

### （2）車種区分の検討におけるトラック輸送への十分な配慮

現在、高速道路料金の車種区分について検討されているが、トラック輸送は国民生活と産業活動を支える公共的物流サービスの担い手であることを踏まえ、トラック輸送へ十分に配慮した見直しとなるように検討されたい。

### **(3) 大口・多頻度割引を実質50%割引に拡充（NEXCO3社）**

- ①現在、NEXCO3社の大口・多頻度割引は、月間利用額の30,000円を超える部分に対して50%の割引率が適用されるが、30,000円以下の部分に対しては40%又は30%の割引率が適用されるため、平均割引率は37.3%となっている。このため、一定額以上利用の場合に、30,000円以下の部分も含め、割引額が割引対象額の50%となるよう、割引制度を拡充されたい。
- ②NEXCO3社が管理する一般有料道路は、一部を除き大口・多頻度割引の対象となっていない。利用しやすい高速道路ネットワークの実現のため、全ての一般有料道路を大口・多頻度割引の対象とするとともに、契約単位割引の割引率5%を高速自動車国道と同率の10%とし、月額利用額の要件を高速自動車国道の利用額との合計額とされたい。なお、併せて、長距離通減割引の対象についても、高速自動車国道の走行距離に一般有料道路の走行距離を合算されたい。
- ③コーポレートカード利用の平日朝夕割引について、深夜割引と同様、大口・多頻度割引の対象とされたい。
- ④法令を遵守しない事業者が割引の対象とならないよう、割引制度を厳格に運用されたい。特に、料金割引を受けることを主目的とした団体には、割引を適用しないでいただきたい。

### **(4) 渋滞対策等に資する料金・割引制度の設定（NEXCO3社、首都高速、阪神高速）**

- ①道路を賢く利用し渋滞対策に資するため、ETC2.0の機能やビッグデータを活用して、通行量の少ない高速道路の料金を割り引くことにより、一般道や混雑する高速道路からの転換促進を図るなど、交通流動の最適化を目指す料金・割引制度を設けられたい。なお、トラックに対する混雑時の料金割増は、荷主への転嫁が困難なことから回避されたい。
- ②九州ー関西間のトラック輸送において、山陽自動車道の利用の偏りを中国自動車道に分散し、交通流動の最適化を図るため、中国自動車道におけるトラックの料金割引を設けられたい。

また、中国自動車道を利用する長距離トラックドライバーの労働環境改善のため、S A・P Aにおけるシャワーブース、コインランドリー、コンビニエンスストアなど施設の充実を図られたい。

#### **(5) 首都高速等における割引制度の拡充**

首都高速道路の大口・多頻度割引の拡充措置は、令和8年3月末までとなっているが、これを延長されたい。

また、首都高速、阪神高速及び名古屋高速の料金水準や車種区分、車種間比率はN E X C O 3社と同水準に整理・統一されたが、割引制度は統一されておらず一貫性に欠けている。N E X C O 3社と同一の一貫した割引制度とし、利用しやすい高速道路ネットワークを実現されたい。

- ①大口・多頻度割引50%枠の設定
- ②深夜割引30%の導入と適用時間帯の拡大
- ③N E X C Oの走行距離と合算した長距離逓減割引の導入（伊勢湾岸道路への適用を含む）
- ④平日朝夕割引の導入

#### **(6) 本四高速における割引制度の拡充**

本四高速道路は、N E X C O 3社の高速道路と一体形成される全国道路ネットワークとして、同一の収支予算（債務返済計画）にて管理運営されている。本四高速道路は大口・多頻度割引などN E X C O 3社の割引率と比べ著しく低く、利用者が十分な恩恵を受けていないことから、N E X C O 3社の高速道路と同一の一貫した割引制度とし、利用しやすい全国道路ネットワークの実現のため、更なる料金体系の簡素化を図られたい。

- ①大口・多頻度割引50%枠の設定
- ②深夜割引の導入
- ③N E X C Oの走行距離と合算した長距離逓減割引の導入
- ④平日朝夕割引を中型車以上にも適用
- ⑤平日料金に比べて割高になっている土日祝日の大型車料金の引下げ

### **(7) 福岡・北九州圏におけるシンプルでシームレスな高速道路料金の実現**

福岡及び北九州都市高速道路は、九州自動車道や西九州自動車道と直結している。管理主体を超えたシンプルでシームレスな料金体系とするため、福岡・北九州圏の高速道路料金を対距離制・5車種区分に一元化されたい。

### **(8) フェリー等利用に対する補助・助成制度の創設**

長時間労働を抑制し労働環境を改善するため、フェリー等の利用は有効である。また、北海道・本州間のトラック輸送はフェリー等を利用せざるを得ない。フェリー等の航路を確保し、運賃が高速道路利用と見合ったものとなるよう、フェリー等利用に対する補助・助成制度を創設されたい。

### **(9) その他（定額制料金制度の検討）**

現行の距離制料金では、地方と大都市圏との間で荷物を運んだり、人が移動したりするのに高い料金負担が求められる。定額制料金制度は、物流コストの低減や地域間交流の活性化を促進し、地域間格差の是正に寄与するとの意見がある。

については、物流コストの低減に資する定額制料金制度の是非について検討していただきたい。

## **3. 物流基盤の整備**

### **(1) 高速道路ネットワークの整備・充実**

#### **① 「重要物流道路」の指定、指定道路への集中投資**

国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を指定する「重要物流道路」は、候補路線381路線、計画区間93区間、事業区間約2,700km、供用中区間約36,000kmの指定がされている。

トラック輸送ニーズに対応し、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、候補路線の計画区間への指定及び計画区間の事業区間への指定を促進されるとともに、事業区間及び供用中区間への集中投資、機能強化を図られたい。

## ②暫定2車線区間の4車線化

高速道路供用区間のうち約2割が対面通行の暫定2車線区間となっている。暫定2車線区間における死亡事故率は4車線区間の約2倍となっており、高速性能にも劣る。暫定2車線区間の4車線化をスピードアップされたい。

## ③ミッシングリンクの解消

都市圏内・都市圏間を問わず、高速道路ネットワークの欠落部が全国に多く取り残されている。これら高速道路のミッシングリンク解消は、災害発生時における防災ネットワークの機能確保、慢性的な渋滞の緩和、物流効率化による経済活動の活性化などにつながることから、欠落部の連絡整備を図られたい。

## ④渋滞対策の推進

高速道路ネットワークがあっても、渋滞の発生で高速道路の機能・効果を大きく損ねている箇所も多い。ETC 2.0のビッグデータやトラック運送事業者アンケートの調査結果等の活用等により、道路利用者の視点から渋滞箇所を特定し、6車線化・8車線化拡幅やピンポイント渋滞対策など各箇所適切な手法を用いて渋滞解消を図られたい。

## ⑤ダブル連結トラックや自動運転などの推進に資する実施環境整備の推進

ドライバー不足に対応し物流効率化や生産性向上に資するダブル連結トラックや自動運転等が円滑に推進されるよう、新東名高速道路や新名神高速道路の全線6車線化など、実施環境の整備を図られたい。

## ⑥下関北九州道路の早期実現

関門地域は本州と九州の結節点として交通の要衝であり、現在本州と九州を結ぶ道路として関門トンネル（昭和33年開通）と関門橋（昭和48年開通）があるが、いずれも老朽化が進み、補修工事等による渋滞や通行止めが度々発生している。また、関門橋においては、車両総重量44t超、車両長21m超の特殊車両通行許可が得られない状況になっている。

このような状況を改善し関門地域における円滑な物流を確保するとともに、大規模災害時における代替機能を確保するため、重要物流道路（計画区間）に指定された下関北九州道路を早期に実現されたい。

## **(2) 休憩・休息施設、中継物流拠点の整備・拡充**

### **①高速道路のSA・PA、道の駅における駐車スペースの整備・拡充**

トラックドライバーは改善基準告示など法令上の規制において、連続運転時間（4時間以内、その後休憩30分以上）、1日あたり運転時間（2日平均9時間以内）、休息期間（長距離トラックドライバーは継続8時間以上）が義務付けられている。これらの法令を遵守するためには、SA・PA、道の駅で休憩・休息する必要があるが、夕方から夜間にかけて大型車の駐車スペースは満車状態で、ドライバーが休憩・休息することが困難な状況にある。

「大型車マス」、「トレーラ用特大車マス」を何時でも必要時間利用できるよう、オーバーフローしているSA・PAの駐車容量を拡大されたい。

また、大都市圏周辺のSA・PAでは、立体構造化による駐車容量の拡大について、オーバーフロー度合いが著しい箇所から直ちに着手されたい。

### **②大型車駐車マスの幅の拡大**

SA・PA、道の駅における大型車駐車マスの幅については、3.25mが多く、駐車する際やドアの開閉時に、隣の車両にサイドミラーやドアが接触する等の問題が生じている。

については、大型車駐車マスの幅は3.5mとしていただきたい。

### **③高速道路の一時退出を可能とする措置の拡充（NEXCO3社）**

高速道路の休憩施設等の不足を解消し、良好な運転環境を実現するため、全国29ヶ所の道の駅で実施されている、高速道路を降りずに利用した料金のままとする措置（ターミナルチャージを再徴収せず、長距離逓減等も継続）の社会実験にトラックステーションや中継物流拠点を利用する場合も加えていただきたい。

### **④シャワー施設等、休憩・休息建屋内の施設の充実**

長距離トラックドライバーの労働時間改善のため、SA・PA、道の駅におけるシャワーブース、コインランドリー、コンビニエンスストアなど施設の充実を図られたい。

### **⑤中継物流拠点の全国展開による中継輸送の推進**

双方向輸送において、中間地点付近の高速道路に附置された中継物流拠点で、トラック交換やドライバー交代することで、ドライバーの労働環境改善や法令遵守に大き

く寄与することができる。長距離都市間輸送の中間地点において中継物流拠点を整備されたい。

(例) 首都圏⇄東北圏、首都圏⇄近畿圏、近畿圏⇄福岡圏

## 4. 特殊車両通行許可に係る諸課題の改善

### (1) 車両制限令違反点数制度の改善

累積違反点数に基づいて高速道路料金の割引停止措置を行う際に、車両制限令に違反した場合、特殊車両通行許可の有無にかかわらず、一般的制限値からの超過度により同一の違反点数が課され不合理である。

については、特殊車両通行許可を取得している場合は、許可値からの超過度により違反点数を課すよう改善されたい。

### (2) 車重要物流道路の特殊車両通行許可手続きを不要とする措置の拡大

重要物流道路の特殊車両通行許可手続きを不要とする措置は、国際海上コンテナ運搬用のセミトレーラ連結車（40ft背高）に限定されている。

については、これと同等の特例8車種などの車両についても一般的制限値引き上げ措置の対象とし、特殊車両通行許可を不要としていただきたい。

### (3) 申請負担の軽減

特殊車両の通行申請を行う際、トラクタ及びトレーラの登録番号により申請を行う事になっているが、トラクタ及びトレーラの連結による組み合わせは多岐にわたるため、申請件数が膨大になり負担が大きい。

については、現行の自動車登録番号による申請から車両型式による申請に変更するなど申請負担を軽減されたい。

## 5. その他施策の推進

### (1) 高速道路料金等の運賃料金の確実な収受に向けた支援

高速道路料金は、本来荷主が負担するものであるが、別途の料金収受について理解いただけない状況である。この状況を受け、新たな標準的な運賃に「有料道路利用料」が個別に明記されるとともに改正された標準貨物自動車運送約款に運送申込書・運送引受書の雛形に明記された。

については、高速道路料金の確実な収受に向けて、荷主団体や荷主企業に対して更なる働きかけを行っていただくなど支援いただきたい。

### (2) 冬期における道路交通対策

トラック運送業界は、チェーン等の装備を徹底し冬道を走行する際の備えを万全にすることとしている。大雪時は、人命最優先の観点から大規模な立ち往生が発生する前に躊躇なく通行止めを実施し、集中除雪により早期に物流等の途絶を回避されたい。また、冬期における道路交通が安全に確保されるよう、除雪体制の強化、通行止め時の車両待機スペースの確保、降雪や通行状況等のドライバーへの音声による情報提供を図られたい。

### (3) 自然災害時の高速道路料金

大雪や土砂災害時の自然災害の影響により速度規制が行われるなど、輸送時間の短縮、定時性の確保など高速道路利用の効果が十分に得られない場合には、これらの事情を勘案した料金制度とされたい。

### (4) ETC 2.0によるサービスの充実

これまでETC 2.0搭載車に対し、更なる料金割引や道の駅へ一時退出した際の継続扱いが行われ、また、令和4年4月から特殊車両通行確認制度の運用が開始された。

ETC 2.0の機能を活用し、道路利用者のための更なるサービス向上を図られたい。

## **(5) ETCコーポレートカードに係る保証額の減額**

ETCコーポレートカードを利用した場合の料金支払い条件は、利用月の月末締め、翌月請求、請求月の月末支払いとなっており、支払いまでに発生する高速道路利用料の売掛金は最大2ヶ月分となる。

については、更新の場合の保証額(※)について、3ヶ月から2ヶ月とし、最終的には1ヶ月となるよう減額されたい。

(※) 窓口会社が特に指定する場合

後納料金の支払い見込み額の3倍に相当する額

(ETCコーポレートカードの支払い保証期間(通常2年間)を1度以上更新している場合)

## **(6) ETCコーポレートカードの走行明細データ提供手数料無料化**

ETCコーポレートカードの後納料金請求に係る走行明細データ提供サービスの提供手数料が大幅に引き下げられたが、走行明細データは、NEXCO等から契約者である組合等に対し一括で請求される料金を、利用組合員毎の請求書を作成するための必須のデータである。

については、提供手数料について無料とされたい。